



マイナンバー(個人番号)が 必要となる手続きについてお知らせします!

●マイナンバーが必要となる主な手続き

マイナンバーが必要となる各課の主な手続きは右表のとおりです。窓口にお越しの際には「個人番号カード」や「通知カード」などマイナンバーを確認できるものをお持ちください。

●本人確認の方法が変わります!

マイナンバーが必要となる手続きでは、従来の運転免許証等による本人確認に加えて、申請書に記載されたマイナンバーが正しいものかどうかの確認を行いますので、窓口の職員に以下の書類を提示してください。

【本人が申請する場合】

次のいずれかを提示してください。

▽「個人番号カード」

▽「通知カード」と「身分証明書」

※「個人番号カード」は、表面に氏名・住所・生年月日・性別・顔写真、裏面にマイナンバーが記載されており、公的な身分証明書として利用できるため、1枚で本人確認とマイナンバーの確認ができます。

※「通知カード」には顔写真の表示がなく、それだけでは身元の確認ができないため、併せて運転免許証等の身分証明書(顔写真がないものは、身元確認ができるものを2種類以上)の提示をお願いします。

【代理人が申請する場合】

次の全てを提示してください。

▽申請者本人が作成した委任状

▽代理人の身分証明書(運転免許証等)

▽申請者本人の「個人番号カード」(写しも可)、「通知カード」(写しも可)またはマイナンバーが記載された住民票の写し

※法定代理人の場合は、委任状の代わりに、法定代理人の資格を証明する書類を提示してください。

●問い合わせ

▽マイナンバーに関すること…総務課総務法制担当(☎282-1711 内線1313) ▽右表中の各種手続きに関すること…直接担当課へお問い合わせください。

●税務課

平成29年度以降の村・県民税申告書の提出

給与支払報告書の提出

納税管理人の申告

法人村民税の申告

法人の設立・異動等の届出

軽自動車税の減免申請

固定資産税の減免申請

固定資産税の非課税の申告

被災住宅用地の申告

新築住宅等に対する減額手続き

償却資産の申告

●福祉保険課

国民健康保険の資格取得・喪失の届出

被保険者の氏名・住所・世帯主の変更に関する届出

修学や施設入所による村外転出に係る届出

被保険者証等の各種証書の交付・再交付に関する申請

療養費・移送費・高額療養費等の各種保険給付に関する申請

第三者行為による傷病に関する届出

マル福受給者証の交付申請

養育医療の給付申請

後期高齢者医療保険に関する届出・申請

中国残留邦人等支援給付の申請

戦没者等の妻に対する特別給付金の申請

戦傷病者の妻に対する特別給付金の申請

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請

生活保護の申請

●介護福祉課

要介護認定・要支援認定の申請

被保険者証の交付申請

被保険者証の再交付申請

介護予防サービス計画等の作成

介護予防ケアマネジメント依頼届

高額介護サービス費支給申請

特定入所者介護サービス費支給申請

住所地特例適用等の届

福祉用具購入費支給申請

住宅改修費支給申請

負担限度額認定申請

養護老人ホームなどの入所措置の申請

措置費用徴収額の変更申請

障害者手帳(療育手帳を除く)の申請・届出

介護給付費・障害児通所給付費の申請

高額障害福祉サービス費・高額障害児サービス費の申請

自立支援医療(更正医療・育成医療・精神通院)の申請

特別児童扶養手当・特別障害者手当など各種手当の認定

請求、所得状況届

補装具費支給の申請

日常生活用具・日中一時支援事業等(地域生活支援事業)の申請

●健康増進課

母子健康手帳の交付申請(妊娠届出)

●子育て支援課

児童手当の認定請求・現況届

児童扶養手当の認定請求

保育所・幼稚園・認定こども園の申し込みに係る手続き